

## 自営業者の被扶養者認定について

被扶養者の認定に当たっては、ソニー健康保険組合被扶養者認定基準に基づきます。

### 《前 提》

(1)自営業の事業所が法人事業所であるときは、健康保険と厚生年金保険の強制適用事業所に該当するため、被扶養者にはなれません。

(2)社会通念上、自営業者（個人事業主）の方においては経済的に自立した存在であり、事業の売上や必要経費、経営状態などを含めてその事業の結果すべてに責任を負い、自ら生計を維持することを選択した方となりますので、基本的にご自身で国民健康保険に加入してください。

ただし、上記健康保険と厚生年金保険の強制適用の被保険者に該当せず、かつ主として被保険者の収入によって生活していると判断できる場合は、被扶養者資格がある可能性がありますので、下記「ソニー健康保険組合の認定要件」に基づき認定可否を判断します。

### ソニー健康保険組合の認定要件

#### 【収入の判断について】

被扶養者認定対象の家族が主として被保険者の収入によって生活しているか否かの基準となる収入をより実態に即した額で判断するため、原則として直近の収入実績に基づき申請時点から先1年間を推計した額とします。

#### ①事業実績が複数年ある場合

事業実績が複数年ある場合は、その過去の実績にて推移を確認し、申請時の収入減が当分（最低1年以上）継続されると見込まれる根拠が認められた場合に限り認定の対象とします。収入減が当年特有の一時的なもので翌年以降もそれが継続するという根拠に欠ける場合は、引き続き事業主として自ら生計を維持できるものと判断されるため認定不可となります。

#### ②事業実績が1年の場合（確定申告を行っている場合）

事業実績が1年分かつ確定申告を行っている場合は、過去の実績の推移を確認することができないため、また事業開始の初年度は特有の収支状況となることが多いと想定されるので、内容および生計維持関係を精査した上で1年分の確定申告の結果に基づき次年以降の収入額を推計して総合的に判断します。

#### ③事業実績が1年未満の場合

社会通念上自営業開始直後に収入減となることはある程度想定されますが、その収入減は一時的なものであり将来にわたり継続するとは予測できません。反対に、事業開始以降順調に軌道に乗り開始年から認定基準を上回る収入を得る可能性が十分にあるとも考えられます。したがって、事業実績が1年に満たない場合の認定可否判断は極めて難しいと言えます。そのため、次の1) 2) のケース別に総合的に判断します。

1) 開始年の確定申告を行っている方

事業開始から1年に満たない確定申告の数字を年換算し(\*1)、その額に基づき次年度以降の収入を推計します。また、申請時点以降の収入の見通しについて詳細に自己申告していただき総合的に判断します。

2) 開始年の確定申告を行っていない方

確定申告を行っていない場合は、収入および経費の額を確認することができないため、申請時点以降の収入を適切に判断できません。したがって、この場合は事業開始から申請時点までの事業実績を各帳簿等に基づき申告していただきます。その申告の実績から収入額を年換算し(\*1)推計します。また、申請時点以降の収入の見通しについて詳細に自己申告していただき総合的に判断します。

※ (\*1) : 年換算方法→「(収入-経費) ÷ 実績月数×12ヶ月=年間見込額」

«添付書類一覧（事業実績ありの場合）» \*第3表は分離課税を行っている場合のみ提出

事業実績	区分け	確定申告書 第1表、第2表、第3表* (コピー)	損益計算書または 収支内訳書 (コピー)	事業開始から 申請時点までの 事業実績 (コピー)	申請時点以降の 事業計画書 (原本) ※申請対象者の 署名・捺印必須
①事業実績が 複数年ある場合	3年以上	● 直近3年分	● 直近3年分		
	2年未満	● 2年分	● 2年分		
②事業実績が 1年の場合	-	● 1年分	● 1年分		
③事業実績が 1年未満の場合	確定申告 実施	● 開始年分	● 開始年分		
	確定申告 未実施			●	●

<注意事項>

③: 開始年の確定申告を行っていない場合は、後日確認のため事業開始年の確定申告のコピーを提出していただきます。確定申告の内容を確認した結果、認定基準を満たさないことが判明した場合は、この事実が判明した時点で扶養削除ではなく、すでに申請時点において認定の対象とならなかつことになるため、申請時点に遡って認定取消となります。(場合によっては1年近く遡って認定取消となる可能性もあります) この場合、当組合の保険証を使用して治療を受けた分の医療費は返還していただくことになりますので、申告内容に十分ご注意ください。

判断にあたり、上記一覧に記載以外の書類の提出を求める場合がありますので、ご了承ください。

#### ④申請事由が休業、または廃業によるものである場合

給与所得者の退職証明書のように収入が無くなったことを公的に証明する書類の提出が困難であるため、税務署へ提出した届出の控え等を基に総合的に判断します。

«添付書類一覧（休業・廃業の場合）» \*第3表は分離課税を行っている場合のみ提出

区分け	確定申告書 第1表、第2表、第3表* (コピー)、または 課税(非課税)証明書 (原本)	廃業届 (コピー)	休業届 (コピー)	申請時点以降の 事業計画書 (原本) ※申請対象者の 署名・捺印必須	出産：母子手帳 傷病：診断書 (コピー)
休業			●		
一時的な休業 (出産・傷病)	● 実績に応じて			●	●
廃業		●			

判断にあたり、上記一覧に記載以外の書類の提出を求める場合がありますので、ご了承ください。

#### 【収入の算定方法について】

収入を算出するにあたっては、生活に必要な経費控除が認められていない給与所得者や年金受給者との公平性を図るため、被扶養者認定審査において収入金額から差し引く必要経費は、所得税法上で求められている必要経費とは異なり、その費用なしでは事業が成り立たない経費=「直接的必要経費」に限られます。また、事業所得を得るために必要であると当組合が認める経費以外は、経費と認められません。したがって、確定申告における〔所得金額=収入〕とみなされるわけではありません。

#### 収入算出式

##### ■前項①②に該当の方

«一般» : 収入（売上）金額 - （売上原価 + 直接的必要経費） = 収入

«農業所得・不動産所得» : 収入金額 - 直接的必要経費 = 収入

##### ■前項③に該当の方

«一般» : {収入（売上）金額 - （売上原価 + 直接的必要経費）} ÷ 実績月数 × 12 ヶ月 = 収入（年間見込額）

«農業所得・不動産所得» : (収入金額 - 直接的必要経費) ÷ 実績月数 × 12 ヶ月 = 収入（年間見込額）

#### 《直接的必要経費とは》

『生産活動に要する原材料等の費用』（例えば、製造業の原材料費、小売業の仕入代等）をいいます。

前項①②に該当のケースでは、事業開始年のみ発生する初期費用等、明らかに次年度以降は発生しないと判断される項目は、申請時点以降の収入の算定においての直接的必要経費からは除外します。原則として、収入および経費とともに申請時点以降も継続的に発生すると見込まれるものについてのみ算定の対象とします。

「直接的必要経費一覧表」は、以下のとおりです。

## 直接的必要経費一覧表

### 【一般用】

収支内訳書	
科目(所得税法)	ソニー健保認否
売上原価(仕入金額)	○
給料賃金	×
外注工賃	×
外注工費	×
減価償却費	×
貸倒り金	×
利子割引料	×
その他の経費	
租税公課	×
荷造運賃	○
広告宣伝費	○
接待交際費	×
損害保険料	×
消耗品費	×
福利厚生費	×
雑費	×
専従者控除	×

青色申告決算書(損益計算書)	
科目(所得税法)	ソニー健保認否
売上原価(仕入金額)	○
租税公課	×
荷造運賃	○
広告宣伝費	○
接待交際費	×
損害保険料	×
消耗品費	×
減価償却費	×
福利厚生費	×
給料賃金	×
外注工賃	×
外注工費	×
利子割引料	×
貸倒り金	×
雑費	×
専従者給与	×
貸倒引当金	×

収支内訳書	
科目(所得税法)	ソニー健保認否
雇人費	×
小作料・賃借料	○
減価償却費	×
貸倒り金	×
利子割引料	×
租税公課	×
種苗費	○
畜産費	○
肥料費	○
飼料費	○
農具費	○
農薬衛生費	○
諸材料費	×
動力光熱費	×
作業用衣料費	×
農業共済掛金	×
減価償却費	×
荷造運賃手数料	○
雇人費	×
利子割引料	×
地代・賃借料	×
土地改良費	×
雑費	×
専従者給与	×
貸倒引当金	×

青色申告決算書(損益計算書)	
科目(所得税法)	ソニー健保認否
租税公課	×
種苗費	○
畜産費	○
肥料費	○
飼料費	○
農具費	○
農薬衛生費	○
諸材料費	×
動力光熱費	×
作業用衣料費	×
農業共済掛金	×
荷造運賃手数料	○
雇人費	×
利子割引料	×
地代・賃借料	×
土地改良費	×
雑費	×
専従者給与	×
貸倒引当金	×

### 【不動産所得用】

収支内訳書	
科目(所得税法)	ソニー健保認否
給料賃金	×
減価償却費	×
貸倒り金	×
借入金利子	×
租税公課	×
損害保険料	×
雑費	×
管理費	×
専従者控除	×

青色申告決算書(損益計算書)	
科目(所得税法)	ソニー健保認否
租税公課	×
損害保険料	×
減価償却費	×
借入金利子	×
給料賃金	×
その他の経費	×
専従者給与	×
管理費	×

地代家賃	住居と事業所が同一の場合、それぞれの使用割合で算分した額での計上であることを確認するために直接的経費申告書を提出していただきます。
水道光熱費	事業所負担分が明確に証明でき直接的必要経費と当健保が認めた場合、全額経費となり控除できます。使用割合が確認出来ない場合は、50%で算定します。
通信費	
旅費交通費	通勤に伴う費用は認めません。混在している場合は直接的必要経費申告書にて自己申告してください。
修繕費	直接的経費申告書で自己申告した上で、自宅の修繕費と混在していない事を証明する写真を添付してください。

### <注意事項>

- ① 原則、○印のみが直接的必要経費として認められます。  
ただし、○印となっている科目でも、当組合の判断で内容や詳細について「直接的必要経費申告書」にて申告するよう求めることができます。当組合より申告を求められた時は、必ず直接的必要経費申告書を提出してください。業種・状況に応じて当組合にて個別に判断し、審査をした上で認定可否を決定します。なお、提出されない場合は、直接的必要経費として認められません。
- ② 給料賃金が計上されている場合は従業員の雇用があり、給与賃金(専従者給与を含む)の支出が認められる場合は、社会通念上申請家族は従業員に対してその社会的責任を果たす立場であり、自らが被扶養者として援助を受ける立場になることが妥当であるとは判断致しかねることから、扶養認定対象にはなりません。
- ③ 外注工賃が計上されている方で、外注工賃が給与賃金に相当する内容である場合は、②と同様に解釈をし同様の取り扱いとします。  
給与賃金に相当するとは、例えば従業員を直接雇用せずに派遣委託しているようなケースで、その派遣委託費用が外注工賃として計上されている場合は、給与賃金に相当するとみなし、②と同様の取り扱いになります。
- ④ 経費一覧表に記載されていない経費については、原則経費として認められませんが、「直接的必要経費申告書」にて申告されたものについては、業種・状況に応じて当組合にて個別に判断し、審査をした上で認定可否を決定します。